

平成27年 5月21日

## 規定審議会について

先日の地区協議会にご参加の皆様 大変お疲れ様でした。本日の卓話は「地区協議会報告」になっていますので、よろしくをお願いします。

本日はロータリーの規定審議会についてお話をしたいと思います。

3年に1度開催される規定審議会では、クラブや地区、理事会などから提案された立法案の審議が行われます。組織としてのロータリーの運営について、ロータリアンが意見を表明する場となります。

いわば、ロータリーの「立法機関」になります。

79年の歴史を持つ規定審議会は、当初立法案審査を助ける諮問会合として国際大会中に行われていました。1954年までには審議制度も確立し、制定案と決議案を審議するために2年に1度行われるようになり、1974年に国際大会に合わせて3年に1度開催することが決定されました。

審議会では、各ロータリー地区から派遣された代表議員が、提出された制定案と決議案を討議し、投票を行います。「制定案」はロータリーの組織規定に変更を加えるもの、「決議案」は意見を表明したり、RI 理事会への提案を示す案件です。代表議員は、3回を超えてなることはできませんので、ほとんどの議員は入れ替わります。そのため、前回の規定審議会の決定に反対の場合には「以前に戻す」立法案を提出すれば、前回の採否がひっくり返ることも起こりえます。

RI 理事会は、審議会で採択された決議案と、審議会から理事会に回付された案件を討議し、決定を下します。

次回の審議会は、2016年4月の10～15日に米国イリノイ州シカゴで開催されます。

立法案をRI 世界本部に提出する締切日は2014年12月31日でした。締切日の例外は認められません。また、クラブからの立法案は地区の承認を受ける必要があります。

各地区は、今回の場合2013-14年度中に代表議員と補欠議員を選出する必要があります。議員の選出は指名委員会の手続きを行うか、地区大会での選出または郵便投票で行います。

立法案は誰がどのようにして提出するのでしょうか。クラブと地区は、制定案または決議案を提出することができます。クラブと地区以外にも、RI 理事会、規定審議会、RIBI 審議会、RIBI 大会が立法案を提出できます。RIBI とは、グレート・ブリテンおよびアイルラ

ンド国内の RI の管理機関です。

この規定審議会はクラブにはどのような影響があるのでしょうか。

国際ロータリーとロータリークラブの関係について定めた RI 細則には、新クラブの結成、会員の種類、地区選挙でのクラブによる投票、人頭分担金などの規定が記載されています。RI 細則に変更を加える唯一の方法は、規定審議会での立法案の採択です。

最近の改正では、2015-2016年度より規定審議会のための追加会費が1人当たり1米ドルから1米ドル50セントになります。これは、RI 理事会が2014年10月の会合で増額することを承認したものです。1人当たり1ドルという追加会費は、2002-03年度に導入され、増額は今回が初めてだそうです。会員数に基づき、2015年7月から1人当たり年に1ドル50セントがクラブに請求されます。宇部ロータリーでは年間5000円程度の支出増加になります。

規定審議会においては、今まで日本からの提案も多数ありましたが、提案はことごとく大差で否決されています。しかし、規定を緩和する提案はすぐ通るように感じられます。日本と世界のロータリーに大きな隔たりができたようにも思われます。

日本のロータリーの取り組み方は非常にまじめなものがあります。日本のロータリーはどちらかといえば「ロータリー原理主義」といわれていますので、このような考え方にこだわっていますといずれ世界から置き去りにされるかもしれません。これも国民性でしょうか。

本日は規定審議会のお話をいたしました。ありがとうございました。